

議長（高木将君） 次，16番山口恒男君の発言を許します。

〔16番 山口恒男君登壇〕

16番(山口恒男君) 公明党の山口恒男でございます。通告の順に従い一般質問いたします。

1，療養病床再編について。現状と再編の取り組みについて。

厚生労働省は，2006年の医療制度改革で，高齢者の長期入院が多い療養病床について，医療療養病床の削減，介護療養病床の介護施設などへの転換を柱とする再編計画を打ち出しております。2012年度末までの実現を目指しております。この再編計画のメリットとして，例えば現在，市として介護サービスが必要で医療療養病床に入院している人が介護施設に移行することにより，介護施設ではヘルパーも多く配置できるのでサービスの質が向上し，さらに患者負担も軽減されるものです。つまり，医療費の適正化により，介護サービスが充実する結果となります。しかし，医療費の伸びを抑制する一環としての，入院患者の平均在院日数などの入院期間の長い療養病床を減らすことや，入院治療の必要がなく，家庭の事情で介護施設が見つからないなどの理由で療養病床に入院や退院しない，いわゆる社会的入院が医療費膨張の原因の1つであると決め，全国の療養病床を38万床から15万床に削減する方針に大きな疑問を感じ得ます。

厚労省の調査では，療養病床に入院する患者の半数が社会的入院の多いことを掲げており，病床削減がさほど大きな問題ととらえておりません。対象となる高齢者は年をとるごとに医療の必要性が高くなることは当然と思いますが，先ごろ，我が公明党が行った調査では，療養病床の再編により「病院から追い出される」「行き場を失う」「医療サービスも十分に受けられなくなる」等々，不安の声が高まっておりました。こうした声を受け，公明党は7月末，厚生労働大臣に対し，必要な医療療養病床の確保へ都道府県の検討結果を踏まえ適切に対応するよう要請いたしました。さらに，再編後も転換支援や現在の療養病床数が確保されるよう，介護施設への転換支援や介護報酬上の適切な評価，医療・介護職種の役割分担，処遇の積極的な見直しなどを行うよう求めておりました。その結果，療養病床のベッド数が当初の予定15万床が22万床と大きく緩和されました。しかし，この再編で結果として病床が減ってしまったということがあってはなりません。行き場がなくなるのではとの高齢者の不安解消に十分な対応を図るためにも，当市でも医療機関，介護施設，患者や家族の声を聞き，十分な体制を組み，移行できるよう望むものです。

そこでお伺いいたします。1つ，現時点の当市の医療療養病床数と介護療養病床数を教えてください。2つ，この再編による当市での問題点は。3つ，再編による医療療養病床数の見込みは何床になるのか。4つ，介護療養型老人保健施設に移行できず，在宅を強いられた低所得者は，今までのさまざまな減免措置は適用外となるが，対応は講じられるのか。以上4点についてご答弁ください。

2，防災について。

(1)豪雨等の対応と対策について。

初めに過日の全国的な豪雨，被害に遭われた方々，また，犠牲となられた方々にお見舞いと心からご冥福を申し上げます。

さて，その豪雨，当市でも激しく心配もしておりましたが，幸い大きな被害はなかったようで

あり、関係部署の巡回や待機には大変感謝申し上げます。地球温暖化の影響と思われませんが、今後異常気象は続くものと考えますし、局地的に降るゲリラ豪雨と言われるものがいつ起こるとも不思議ではなく、災害に至らぬようにと願う次第です。全国的には豪雨により急激な増水での事故の多発、神戸の都賀川の水難事故も記憶に新しく、それらの事故等で急傾斜の崩壊はもとより、U字溝や用水路のある、生活に密接な身近な箇所が危険ではと脳裏に浮かんでまいります。

また、テレビ報道等では、オーバーとも言えるほど注意や退避などの喚起が流され続け、我が街の安全対策はと危惧された市民も多かったのではないかと思います。

お聞きいたします。過日の豪雨では防災無線が活用されなかったようではありますが、本来の目的である防災という趣旨に逸脱してはいないのか。また、増水により、道路と並走するU字溝や用水路の防護柵、ふたのない箇所など、特に市街地の住宅密集地や辰ノ口堰などのような分水路等への対策が必要と思われれます。早急な改善を求めますがご見解をお聞かせください。

次に、学校耐震化促進について。

6月の定例会での同僚議員の質問で「市の公共施設全体の耐震改修促進計画の策定後に公表の考え」とのご答弁がありましたが、その6月に改正地震防災対策特別措置法が3年間の時限措置として成立されたことは御存じのことと思いますが、その改正法に基づきお伺いいたします。

まず、1つ目に、この改正法、公立小中学校の耐震化事業に関する自治体の財政負担を軽減したのですが、この改正法により、策定中である当市の耐震改修促進計画は、耐震化工事期間の短縮を図ることができるのか。2つ目に、文科省は耐震化促進のためにPFI手法の活用マニュアルを作成し、都道府県の教育委員会や各自治体にも配付されたようで、この9月には第2段が作成、配付されるとのことですが、活用マニュアルによるPFI手法の導入を積極的に行うのか。さらに、3つ目として、水戸双葉台中学などで取り入れた、あき教室が生じた階層校舎での減築によるコストダウンでの耐震化促進の考えはいかがか、ご見解をお聞かせください。

最後に、公共施設整備について。

(1)エレベーター設置について。

近年、公共施設の利用者から、お年寄りを元気にするため、いろいろな催しなどで施設などへ連れ出すが、手すりはあっても階段の上り下りは苦痛を味わい、その施設に見たい催しがあっても二度と出かけたくないというような声を聞きます。階層のある公共施設には、今後バリアフリーの見地から障害者等の動線を短縮し、体力の負担の軽減を図るようエレベーターの設置は不可欠であり、急速に進む高齢社会に対応した施設の整備をハートビル法同様に整備をさらに図るべきと考えますが、例えば山吹運動公園の市民体育館や市民交流センター等では、多くの障害者や高齢者が時間と労苦を伴いながらも観覧に訪れています。高齢者や障害者も心と体の健康のため、豊かな老後生活の充実のためにも人に優しいまちづくりに配慮すべきと思います。いかがでしょうか。

(2)多機能トイレについて。

このたび、本庁舎1階のトイレが改修され、オストメイト対応の多機能トイレとなり、初めて提案された現議長とともに要望者の一人として喜んでおります。今後も市内の施設に普及を図っ

ていかれると思いますが、今後の改修並びに設置計画等をお聞かせください。

(3) 公共施設、公園の管理について。

ここ2、3カ月、市内の幾つかの施設や公園など、訪れるたびに細かな点に目がいくようになりました。例えば、大里ふれあい広場の野球場夜間照明灯や市民交流センターの屋根、施設周りや、公園等の雑草や看板など、また、山吹運動公園の休業日の運動場使用など、幾つか気がついた点です。これらの点から、各施設の管理はどのように行われているのか。予算絡みで改善できないのか不信を抱いております。特に多くの市民が利用する施設等の管理がばらばらのようで、管理体制に若干格差が感じられます。ふれあいセンターや公共施設、公園などは地域での管理、指定管理者、里親制度等、なかなか踏み込めない部分もあると承知いたしますが、市民の利用頻度の高い施設だけでも統一された管理体制が必要と思います。

お伺いいたします。1、現状、公共施設のパトロールと管理状況はどのようにされているのか。また、休業日等についてもお聞かせください。2、これらの施設に対し、パトロールや管理の徹底を図るためにも管理部門の一本化はできないものか。管理や整備が不十分であれば事故も起きやすく、万が一事故が発生すれば行政の管理体制が問われる大きな問題となります。ぜひとも前向きなご答弁をお願いいたします。

1回目の質問を終わります。

議長（高木将君） 答弁を求めます。福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長（深澤菊一君） 最初に、療養病床再編についてのご質問にお答えいたします。

療養病床の再編についてですが、医療療養病床と介護療養病床の中に、医療の必要性が高い方と低い方が混在しているため、医療の必要性の高い方については医療療養病床で対応、医療の必要性が低い方については老人保健施設、老人福祉施設、グループホーム等に転換し、それぞれ入所の状態に応じた施設等で対応するもので、平成23年度末までに介護療養病床を廃止するものでございます。

最初に、市内における現在の療養病床数でございますが、医療療養病床数は149床、介護療養病床は46床となっております。

次に、再編による問題点としては、介護療養病床から介護老人保健施設へ移れない、あるいは入所施設がなく行き場がなくなるなど危惧されているところでございますが、現在、市内の病院におきまして、平成21年度末開設の予定で100床の介護老人保健施設の整備を進めており、介護療養病床の受け皿になるものと考えております。

次に、再編による医療療養病床数の見込みについてでございますが、現在、県におきまして医療圏域ごとに療養病床再編計画を立て、推進をしているところでございます。なお、県で行った市内医療機関への療養病床転換の意向調査によりますと、医療療養病床数は154床となり、平成24年度にはそのまま移行できるものと考えられます。また、介護療養病床の46床につきましては、医療療養病床へ転換する予定となっております。

また、老人保健施設に移行ができず、在宅になった場合の低所得者に対する減免措置について

でございますが、低所得者に対する居住費，食費の負担軽減措置の適用はなくなりませんが，市の単独事業としてホームヘルプサービスの負担額の軽減措置を講じているところでございますので，対応は図られるものと考えております。

次に，公共施設整備についての中で，エレベーター並びに多機能トイレ設置についてのご質問がありましたのでお答えいたします。

道路や公園を初め，多くの人が利用する建築物など公共的な施設におきましては，高齢者や障害者の方はもとより，すべての人に配慮した安全で容易に利用できる施設であることが必要であります。このため，市といたしましては障害者計画の基本目標の1つに，「人にやさしいまちづくり」を掲げ，「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき，年齢や性別，障害の有無に関係なく，だれもが使いやすい公共・公益施設の整備，改善に努めているところでございます。

なお，議員ご発言にありました設備設置につきましても，公共的施設における施設整備や，あるいは既存施設の改修の際にはバリアフリー化に向けた形で整備していくものであると考えてございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） まず，防災についての中の豪雨等の対応と対策についてお答え申し上げます。

市内において災害発生のおそれがある場合や災害発生時の対応につきましては，気象警報の発令状況や災害の規模等によりまして，警戒態勢・緊急態勢・非常態勢などにより対応してまいりました。去る8月28日から29日の全国的な集中豪雨における市の対応としましては，28日は午後8時20分の大雨洪水警報の発令により，本庁支所総務課等関係課において気象情報や降雨量，河川の水位等の状況把握のため，午後11時30分まで待機，29日には市内において局地的に時間雨量20ミリ前後の雨量を観測したため，午前5時に市内河川の巡回，午前5時45分から警戒態勢に入りまして，降雨量や河川の水位の状況等を監視してまいりました。また，庁内各部署においてそれぞれ所管する施設等の被害状況の確認を行い，午後2時には異常がないことが確認できたことによりまして，警戒態勢を解き通常の事務体制に戻したところでございます。この間，里川の増水によりまして，西宮橋，八幡橋が冠水のおそれがあったことから，市民の危険防止，安全確保のため，防災行政無線により，周辺地区に対し通行どめの周知を行ってまいりました。議員ご発言のとおり，防災行政無線による適切な情報提供は，市民の安全確保や不要な不安解消のため大変重要と考えておりますので，豪雨等に際しましては，今後もその状況によりまして，河川の増水や土砂崩れ等に十分注意していただくよう，防災行政無線の活用を図ってまいります。

次に，公共施設整備についての中の公共施設，公園等の管理についてお答え申し上げます。

公共施設，公園等の管理につきましては，施設設置の目的に応じまして，それぞれの所管，部署等において安全性などを考慮し，利用者の立場に立った適切な管理を心がけているところでござ

ざいます。

初めに、市民の方に多く利用されている公共施設のパトロールと管理状況についてでございますけれども、産業部所管の親水公園や自然公園、ハイキングコース、トレッキングコースにつきましては、定まった日ではございませんが、お客様の多い日や業務により出向いたときに職員が施設の安全性などの確認を行っており、あわせて施設内の除草や清掃時にもその点検を行っております。教育委員会所管の山吹運動公園や白羽スポーツ広場などの体育施設につきましては、休業日を除く火曜日から日曜日まで、毎日職員によりパトロールを実施し、施設の適切な管理に努めております。また、建設部所管の市内の63カ所ございます都市公園などにつきましては、職員により年五、六回のパトロールを実施し、施設の状況や遊具などの安全確認を行っております。あわせて業者や町会に委託しております除草や樹木の剪定作業時にも点検確認に努めているところでございます。

全施設共通した管理としましては、強風や大雨などがあった場合は、当日または翌日に所管課等において施設のパトロールを行い、被害の有無の確認や点検を行っております。なお、各施設の休業日等の管理状況でございますけれども、それぞれの施設において休業日における定期的なパトロールは実施しておりませんが、万一の場合は本庁や各支所に配置している日直や委託をしております警備会社から担当部署へ連絡する態勢を整えております。

管理部門の一本化についてでございますが、それぞれの施設を比較しますと、設置目的、施設の機能、利用者層、休館日、利用時間等の違いや自由に使えるのか、許可を受けて使用をするのか等、使用形態の違い、使用料の有無、補助事業などによる施設は管理形態について条件づけられているものもございます。さらに、財産管理区分の違い、それに伴う組織の指揮命令系統の違いなどもございますので、それぞれの施設の設置目的に則した管理体制をとることが重要であると考えております。

議員ご発言のように施設の管理や整備が不十分であれば事故も起きやすいものと認識しております。万一の場合に備え、行事保険や市民総合賠償補償保険に加入しておりますけれども、それ以前に事故を未然に防ぐことが重要でございますので、それぞれの担当部署において、施設の安全な使用の周知徹底や職員がイベントなどに参加したとき、また、通常業務の中での安全性の確認や異常箇所の発見・通報など、所属部署を越えての管理意識の徹底に努め、市民の方が安心して利用できるよう、引き続き公共施設の適切な管理運営に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 建設部長。

〔建設部長 富田広美君登壇〕

建設部長（富田広美君） 豪雨等の対応と対策についての中で建設部関係のご質問にお答えに申し上げます。

道路側溝などの排水施設の危険箇所につきましては、パトロール等により危険箇所の把握に努めているところであり、また、地元町会等からの改善要望なども随時いただきまして、防護柵や側溝ふたの設置など、実施可能な工事であれば早急に対応し、安全管理に努めているところでござ

ざいます。

また、市街地や住宅地内の用水路・樋門・堰等、排水施設の大雨時の対応につきましては、土地改良区などそれぞれの施設を管理しております機関と連携し、安全の確保に努めることとしてございます。

さらに、災害発生時につきましては、迅速な災害の復旧を図るため、常陸太田市防災連絡協議会と締結しております災害応急復旧工事に関する協定に基づきまして、協議会のご協力もいただきながら復旧に努めることとしております。

市といたしましては、今後とも危険箇所の解消と災害防止に努めてまいります。

議長（高木将君） 教育長。

〔教育長 小林啓徳君登壇〕

教育長（小林啓徳君） 防災についての中で、学校耐震化促進についてのご質問にお答えをいたします。

学校施設は災害時の市民の避難場所ともなる重要な施設であり、学校施設の耐震化計画を具体化するため、現在、市公立施設全体の耐震改修促進計画を策定中であります。この耐震改修促進計画では、学校施設の耐震化について優先順位や実施年度等、具体的に定める予定であり、地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律の補助制度も活用しながら耐震化を進めてまいります。

これらの学校施設の耐震化の促進は、耐震改修促進計画に基づき、国の補助を活用しながら進めていくことを基本といたしますが、施設によっては議員ご発言のありました減築やPFI等の手法についても研究して、施設に応じた適切な手法で対応していく考えでございます。

議長（高木将君） 16番山口恒男君。

〔16番 山口恒男君登壇〕

16番（山口恒男君） ご答弁ありがとうございました。

療養病床再編につきましては、行き場がなくなるのではというようなことを患者さんに多く聞かれますので、そういった部分の市独自の周知等も徹底していただければありがたいと思っております。

療養病床再編により、在宅療養が増えてしまうということになった場合、高齢者の救急搬送が多くなり、さらにベッド数の不足が生じるというような結果も生まれてきます。救急病院での受け入れ体制が悪化するのではというようなことを慶應義塾大学の医学部の池上教授なども指摘しておりますが、こういったことがないよう十分な体制をとっていただきたいと思っております。

豪雨等の対策につきましては、なかなか難しい部分がございますが、やはり各施設、そういった市内循環的なものを専門職というような形で一本化して、踏み込めない部分は相当あるかと思えますけれども、その周辺だけでも管理はできるわけでありますから、そういった部分も町会長さんとかほかの市民の方のご協力を得ながら徹底してやっていくことは当り前のことでありますけれども、市がもう少し積極的に取り組まれることも必要かと思えます。

また、防災無線は、西宮橋等の周辺では放送されたということでありますけれども、こういった災害に対する問題はもうちょっと広く地域性を広げて放送されるような形をとったほうがよい

のではないかと思いますので、その点もう一度お聞きいたします。

学校耐震化促進につきましては、積極的なご答弁いただきましてありがとうございます。ここに一応私も調べた結果をちょっと述べさせていただきますが、三重県四日市市の小学校4校での耐震化・老朽化工事では、PFIを導入することで、従来の手法に比べ市の財政支出を約30%、額にして約18億3,000万円の縮減ができたと言われております。また、PFI手法なら自治体の年度ごとの財政支出の不均衡感をなくし、平準化できることも大きな魅力です。耐震事業の国の補助対象外経費などを一時的にPFI事業者が負担し、その後自治体がPFI事業者に割賦払いすることで、事業初年度の自治体の支出がゼロで済むことも可能となると文科省の文教施設企画部施設助成課では耐震化促進の手段を示唆しています。PFI事業が一定の事業規模がないとコスト縮減の効果が得られないため、複数の校舎の耐震化事業をまとめてバンドリング化、1つのPFI事業として実施することも想定されており、結果として複数の多くの学校の耐震化が進むことが期待できるものです。

文科省のPFI活用マニュアルには、PFI事業効果を検証するVFM「バリュー・フォー・マネー」と言うそうですが、その簡易算出シートが入ったCD-ROMが添付されており、そのマニュアルの本文に沿ってシートに事業費の概算値などの数値を入力するだけで、自動的にVFMが算出され、簡単にPFI導入効果などを探ることができるとのことであります。文科省は現在特定非営利活動法人日本PFI協会のセミナーの開催を講演し、導入マニュアルの利用を促しておりますが、東京会の植田理事長は、「このマニュアルを使って自治体で学校耐震化へのPFI導入を検討してもらいたい。子供たちの命を守るためにも行政担当者、市長や議会は関心を持って」と強調されております。ぜひとも導入していただけるようご検討いただき、耐震化促進のスピードアップを図っていただきたいと思っております。

また、先ほど減築のお話もありましたが、水戸市の双葉台中学校、4階建て校舎の耐震化工事では、補強材となる鉄鋼ブレースが32本も必要となり、財政負担が重いことに加え、教室内の圧迫感や風通し、採光などにも悪影響が出るおそれがあり、建物の加重軽減を図り、4階部分を解体して建物全体の加重を減らし、鉄鋼ブレースを10カ所に抑制した上で耐震壁を増設したその結果、約6,000万円の節約効果があったと伺っております。水戸市の学校施設課では、建物の加重軽減が耐震化に効果を発揮し、事業予算の抑制や快適な学習環境の確保にもつながったと、減築での効果を話しております。ぜひとも導入できるよう検討していただきたいと思っております。これは要望で結構でございます。

公共施設整備については、エレベーター設置は費用が多額になる部分もございますし、難しい部分もあります。パーティホール等ではよく催しのたびに、高齢者の方が本当に苦労してあの階段を上っていく。施設にある市民の方では、向こうにスロープがあるからあれをゆっくり行けばいいんじゃないかということをお話しますが、本当にスロープ、車いすの方に対しても距離が長すぎると、遠過ぎると。そういったことを考えるとやはり近場にエレベーターを設置していただいて、2階にもスムーズに行けるようなことも考えなければならぬのではないかと、そのように思っております。

また、市民体育館についても現在手すりはございませんし、階段自体が狭いということは1つの欠点かと思えますけれども、あの階段を上ってお年寄りの方が上がると。車いすの場合は職員の手を借りなければ観覧席まで行けないと、そんな状態がございます。そういったことも早急に解消できるような施策をとっていただき、整備を図っていただきたいと思います。

それと、先ほどちょっとうっかりしていたんで、多機能トイレについての今後の計画等、もう一度お聞かせいただきたいと思います。公共施設・公園等の管理について、私が感じたのは、山吹運動公園、この市民運動場で休業日に使用されていたところから発生してきました。やはり、市民は本当は使いたいんですね、月曜日でも。何らかの理由でどんどんどんどん使いたい。休業日を解消していただいて、一年じゅう365日使用できればそれにこしたことはないんですが、何らかの事情があれば使用できるという規定はあるのに、なぜこれができなかったのかという点も不思議と思っておりますが、この休業日自体に使われたということは、万が一事故があったとき、これは使いたい人たちは喜んで使いますけれども、もしも万が一事故があった場合、だれが本当に責任をとるのか。やっぱり市の管理責任が問われる大きな問題になるのではないかと。それであれば、やはり休業日を廃止して使われるようにしていくか、あるいは行政の同意があれば、休業日を解消していただけるような体制も必要であると思っております。

そういった意味で、パトロール管理徹底が専門職としてあらゆる施設の中でも、先ほどの防災関係もそうではありますが、そういった危険箇所、そういったものも全部点検できるような見地でもうちょっと大きな視野を持ったそういう管理部門、パトロール部門が必要になってくるのではないかと思っております。やはり、各施設ごとの管理部署ではきちとした管理をされておりますが、一貫した施設のチェック等ができていないかと思っております。例えば大きな会社では販売促進という形で広告PRからそういったものまで多くのチェック機能があります。広告とかやりながら店内管理、店内の隅々までチェックされる、商品のディスプレイに対してもチェックされ、すべてが全店というんですか、その企業の中のお店であればすべてが同じような統一感を図っていただいている、そういったものも考えます。

我々もサービス業の一環であります。そういったことを考えて市民に使いやすく気持ちよくできるような、そういう体制がぜひとも必要と思っておりますが、この点についてもう一度ご所見をいただければありがたいと思っております。

以上のことにつきまして 私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（高木将君） 答弁を求めます。福祉事務所長。

〔福祉事務所長 深澤菊一君登壇〕

福祉事務所長（深澤菊一君） 再度の質問にお答えいたします。

公共施設の整備につきまして、改修並びに設置、こういった計画につきましては、施設整備の計画や改修の際には、各施設の状況等もございまして、関係部と連携を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（高木将君） 総務部長。

〔総務部長 川又善行君登壇〕

総務部長（川又善行君） 2 回目のご質問にお答えを申し上げます。

まず、防災行政無線の活用についてでございますけれども、防災行政無線の活用につきましては、状況に応じて放送地域の拡大等を考慮してまいりたいと存じます。

次に、公共施設の管理の一体化についてでございますけれども、これにつきましては、どのような形が一体化として望ましいのか、また、かなうのか、十分関係部署と協議をして検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（高木将君） 16 番山口恒男君、よろしいですか。

午前の会議はこの程度にとどめ、午後 1 時まで休憩いたします。